

令和2年10月

保険証提出の際の被保険者等記号・番号等の マスキング処理について

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第9号）により、令和2年10月1日から保険者番号及び被保険者等記号・番号について、健康保険事業又はこれに関連する事務の遂行等の目的以外で告知を求めることを禁止する「告知要求制限」の規定が設けられました。

入札・契約等の手続において健康保険被保険者証の写しをご提出いただく場合には、保険者番号及び被保険者等記号・番号が判別できないよう、当該箇所にあらかじめマスキングを施していただきますようお願いいたします。

【マスキングが必要な箇所】

記号・番号及び保険者番号の3箇所

お手数をおかけいたしますが、ご理解とご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

東京都住宅供給公社